毎週 火曜日・金曜日(祝祭日に当たるときは翌日発行)

発行人 大 分 県

編集 株インタープリンツ

(定価 一箇年 三万八千八百八十円

保護を図る必要があるため。 の縦覧場所及び縦覧期間

	ナノア			•
	F		Z	<u> </u>
六月十二日		第二九九一号	平成三十年	
(火	曜	日)
2 縦覧	大分	1 縦覧	三 指定案	り、特に

大分県告示第三百八十九号 平成三十年六月十二日から同月二十五日まで 県生活環境部自然保護推進室

り特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、 次のとお

平成三十年六月十二日

変更申請のあった年月日

大分県知事

広

瀬

勝

貞

平成三十年五月二十五日

告

示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

Ħ

次

特定非営利活動法人 変更申請に係る特定非営利活動法人の名称 A U

代表者の氏名 懿

四 主たる事務所の所在地 大分市政所三千六百八十四番地

定款に記載された目的

Ŧi.

助支援を行い、アジア全体の活性化および途上国の発展に寄与することを目的とする。ま づくりを目的とする。 扶助の精神にのっとり、アジアの途上国の学校づくりや教育支援、留学生及び研修生の援 ェスタを開催し、全ての人々が健康で自立した生活が送れるように、活力のある地域社会 た、大分県の人々に対して、住民参加と助け合いの精神のもとに、健康をテーマにしたフ この法人は、アジアの恵まれない子供たちや日本への留学生及び研修生に対して、相互

該指定案についての意見書を提出することができる。

平成三十年六月十二日

大分県知事

広

瀬

勝

貞

るので、同条第三項の規定により、指定案を縦覧に供する。

なお、指定案について意見のある利害関係人は、縦覧期間満了の日までに知事に対し、

当

項の規定により、次に掲げる希少野生動植物を指定希少野生動植物として指定する予定であ

大分県希少野生動植物の保護に関する条例(平成十八年大分県条例第十四号)第九条第一

大分県告示第三百八十八号

〇 告

示

六 定款変更の内容

事業の変更

会議に関する事項の変更

資産及び会計に関する事項の変更

公告の方法の変更

平成三十年六月十二日

個体の生育又は生息環境の著しい悪化等によりその種の存続に支障を来すおそれがあ

指定の理由

指定する希少野生動植物

クマガイソウ(ラン科)

トキソウ(ラン科)

大分県報 (告示)

大分県報 (告示)

<u>=</u> 四 \equiv り特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。 六 五. り特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。 大分県告示第三百九十一号 大分県告示第三百九十号 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとお 実施することによって、障がい者に対する福祉の向上と自立に寄与し、かつ障がい者問題 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、 いくことを支援するとともに、障がい者の社会復帰や社会参加の促進を図るための活動を に対する社会的理解の促進を図ることを目的とする。 定款変更の内容 平成三十年六月十二日 役員に関する事項の変更 主たる事務所の所在地 代表者の氏名 変更申請に係る特定非営利活動法人の名称 平成三十年五月二十八日 平成三十年六月十二日 資産及び会計に関する事項の変更 定款に記載された目的 特定非営利活動法人 豊野やすらぎ会 変更申請のあった年月日 公告の方法の変更 定款の変更に関する事項の変更 会議に関する事項の変更 会員に関する事項の変更 この法人は、障がい者の誰もが住み慣れた地域において、自分らしく安心して暮らして 豊後大野市三重町市場四百二十二番地 健 次 大分県知事 大分県知事 広 広 瀬 瀬 勝 次のとお 貞 貞 \equiv Ŧī. 四 Ŧi. 四 三 り特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。 大分県告示第三百九十二号 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、 共生社会の実現に寄与することを目的とする。 る事業を行うことで、スポーツボウリングの振興と健康の増進を図り、障害のない人との な事業を行うことで、 定款変更の内容 代表者の氏名 変更申請に係る特定非営利活動法人の名称 平成三十年六月十二日 代表者の氏名 変更申請に係る特定非営利活動法人の名称 主たる事務所の所在地 平成三十年五月二十九日 変更申請のあった年月日 事業の変更 この法人は、障害者及び高齢者に対して、地域で自立した生活を営んでいくために必要 定款に記載された目的 特定非営利活動法人 役員に関する事項の変更 主たる事務所の所在地 特定非営利活動法人 平成三十年五月二十九日 変更申請のあった年月日 定款に記載された目的 竹田市久住町大字久住八十四番地の 公告の方法の変更 大分市 好 部 晋 也 地域福祉の増進に寄与する。また、障害者ボウリングの普及に関す 久住高原みちくさ案内人倶楽部 ライフアップサポート 大分県知事 広 瀬 勝 次のとお 貞

1			自				力で最終者	り、次のように道路の	道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、
員	地の幅員	後 則 敷地域変更	前区		区間		道路の種類	}	大分県告示第三百九十四号
	瀬	第広	大分県知事	大				ħ	百名市 - 注夕見市
					日		· 平 ·	隻数の最高限度	Î
道路	架部	こ共する。 に共する。	二週間	一日から	二十年六月十二		いて一股の縦覧の関係図面		ここぎ網漁業
				,			区域を変更する	一三五	佐伯市
、次のように道路	より	二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、	-八条第) 第十	法律第百八十号	(昭和二十七年法	道路法(四	六一	大分市(旧佐賀関町の区域に限る。) 臼杵市 津久見市
					亏	第三百九十五号	大分県告示第三	隻数の最高限度	申請者の住所地
$\left\{ \ \ \right $	{		}	{ [{ { }			一 手繰第二種こぎ網漁業
		\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\			尾五七七四番三まで市外住町大字外住字	上才尾五七七		瀬勝貞	大分県知事 広
六四二・〇			В		日前し居丁に名し居と	無田口六三九			平成三十年六月十二日
					町大字久住字	竹田市久住町			
				後		で		度は、次のとおりとす	なお、当該漁業の許可又は起業の認可をする船舶の隻数の最高限度は、σ記□σ目請其間に 当成三十氧七月二日から同月二十日間でとする
) -) (₅ 五・六	A		町六一六五番一地先ま田市久住町大字久住字			。漁業)の許可又は起業	「)ョ青月引は、みを目的とする小
		- - - : 六	1		;	ら :	住線	又は同海域におけるなまこの採	区域とする小型機船底びき網漁業(手繰第二種こぎ網漁業)又は同海
					五七番地先か町大字久住字	梅ノ木六八五. 竹田市久住町:	県道庄内久	南の大分県海域を操業	媛県佐田岬と大分県関崎灯台とを結ん
								第八条第二項又は第二十一条第	大分県漁業調整規則(昭和四十二年大分県規則第十八号)第八条第
		<u> </u>			五番一地先ま	本町六一六五番		\	大分県告示第三百九十三号
八一八		ー ハー・六 エ 六 大	A	前	「 大字 入主字 	方田市入主に			公告の方法の変更
					木六八五七番地先か	梅ノ木六八五			定款の変更に関する事項の変更
メート		メートル			町大字久住字	田			資産及び会計に関する事項の変更
延	7-1	敷地の幅員	別	475	間	×	及び路線名		会議に関する事項の変更
٥) ii	変 更	域		<u>(</u>	道路の種類		役員に関する事項の変更
	瀬	第 広	大分県知事	大					事業の変更
					日	十年六月十二日	平成三十年		六 定款変更の内容
					3	縦覧に供する。	いて一般の縦覧	とする。	住高原・くじゅう山系の自然環境保護・保全に貢献することを目的とする。
退路位	梁部	は、平成三十年六月十二日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置	二週間	一日から	二十年六月十二		その関係図面	久住町周辺の地域活性化および久	然と人とのかかわりを見つめ直すなどの活動を通じて、久住町周辺
						する。	区域を変更する	発展させる活動や、自	この法人は、久住高原の自然・文化・歴史を次の世代へと継承・

大分県報 (告示)

三 随意契約の相手方を決定した日 百七十二号)第十一条第一項第二号に該当大分市大手町三丁目一番一号 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の	七	二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 随意契約	大分県情報システムIaaSの利用 一式 対約の相手方を決定した手続	一 随意契約に係る役務の名称及び数量	大分県知事 広 瀬 勝 貞 五 随意契約に係る契約金額	平成三十年六月十二日	次のとおり契約者等について公示する。	四 随意契約の相手方の氏名及び住所	○ 公 告 平成三十年四月一日	三 随意契約の相手方を決定した日	大分市大手町三丁目一番一号	山町西大山字ケスハライ七五八五番	泉 先から	日田市大山町西大山字カラ簑七五六七番三地 電子計算機の賃貸借 一式	道路の種類及び路線名 供用開始区間 供用開始年月日 一 随意契約に係る役務の名称及び数量	大分県知事 広 瀬 勝 貞 大分県知	平成三十年六月十二日	いて一般の縦覧に供する。	その関係図面は、平成三十年六月十二日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置 ~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	供用を開始する。	道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のように道路の 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の	大分県告示第三百九十六号	(************************************	五八五番一三まで 一八一・○ 二六・○ 五八五番一三まで 一八一・○ 五千百四十一万四千六百二十九円(消費税及び地七番三地先から 二六・○ 五千百四十一万四千六百二十九円(消費税及び地大野日田線 日田市大山町西大山宇カラ簑七五六 一八一・○ 五 随意契約に係る契約金額 大欠計す着日町十七番五十七号	締役社長 加
七十二号)第十一条第一項第二号に該当地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三			を決定した手続	五万五千六十四円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)	©契約金額	兦丸の内三丁目四番一号	専務取締役 村 上	士方の氏名及び住所	2一日	于方を決定した日	三丁目一番一号	側部情報政策課	事務を担当する部局の名称及び所在地		〜役務の名称及び数量	大分県知事 広 瀬 勝 貞	2000年11日	有等について公示する。		一条第一項第一号に該当	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三	н		で決定した手続刀四千六百二十九円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)の料金契約金額	役社長

四 随意契約の相手方の氏名及び住所 コポニー4四月一日	
政令第三	貞

平成三十年六月十二日